

マネープラス+

投資信託をご購入いただいた方へ

JA大阪中河内で
投資信託
はじめて
みませんか？

取扱期間

令和8年4月1日水 ▶ 令和9年3月31日水



オリジナルキャラクター
みのりん

増やす
投資信託



貯める
定期貯金



オリジナルキャラクター
あぐりん

投資信託 一括購入プラン

定期貯金金利

※他金融機関等からの預入に限ります。

組合員
家族を含む

3ヶ月
定期貯金

年

4.0%

(税引後 3.187%)

投資信託 つみたて購入プラン

定期貯金金利

組合員
家族を含む

3ヶ月
定期貯金

年

2.0%

(税引後 1.593%)

スーパー定期貯金(非自動継続)証書式、通帳式(総合口座を除く)でのお預入に限ります。

投資信託 条件

一括購入プラン

- ご購入金額:50万円以上

つみたて購入プラン

- ご購入金額:毎月 1 万円以上

※ご購入金額には、購入時手数料を含みます。(つみたて投資枠専用商品を除く)

※契約口座は、課税口座、非課税口座いずれも対象となります。

※投資信託のご説明は、専門の担当者による説明および所定の手続きが必要となります。改めてご説明の日程を調整させていただくことがあります。

※個人のお客様に限ります。

一括購入プラン:

- 預入金額:50万円以上500万円以内(投資信託購入金額を上限とします)

- 新しい資金を預入いただいたお客様。(他金融機関等からの預入)

- 預入日から3か月以内に振り込まれた資金を対象とします。(給与、年金などの新規資金)

つみたて購入プラン:

- 預入金額:10万円以上30万円以内(預入金額は、30万円を上限とします)

※店頭窓口での一括預入となります。

※個人のお客様に限ります。

定期貯金
預入期間

3 か月(自動継続はできません)

対象となる方

定期貯金と投資信託の条件を満たした個人の方

預入金額

一括購入プラン
50万円以上500万円以内
(投資信託購入金額が上限)

つみたて購入プラン

10万円以上
(預入金額は30万円が上限)

留意事項

●金利は税引前であり、お利息には復興特別所得税を付加した20.315%の税金がかかります。●金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただきます。●中途解約時は、解約時の普通貯金金利等所定の中途解約利率が適用されます。●満期日以後のお利息は、解約日における普通貯金利率等により計算いたします。●上記定期貯金は貯金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

定期貯金 条件

投資信託セット型定期貯金「マネープラス」商品概要

商品名と概要	●投資信託セット型定期貯金＜単利型＞ ●投資信託をご購入の上、定期貯金をお申込みいただいた場合に、所定の優遇金利でお預かりします。	中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
ご利用いただける方	＜一括購入プラン＞ ●個人の方で、対象の投資信託を50万円以上ご購入後、1ヶ月以内にお申込みいただける方 ＜つみたて購入プラン＞ ●個人の方で、対象の投資信託を毎月1万円以上ご購入後、1ヶ月以内にお申込みいただける方	貯金保険制度(公的)制度	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金、当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
お取り扱い期間	●令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)		
対象の投資信託	●JAバンクセレクトファンド ※対象商品の詳細は、担当者より説明させていただきます。		
預入期間	●3か月(スーパー定期貯金) ●自動継続はできません。		●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または事業管理部(電話:072-924-6633)にお申し出ください。 当JAでは規則の制度など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
預入方法	●店頭窓口での一括預入 ●預入金額①一括購入プラン:50万円以上500万円以内(投資信託をご購入いただいた金額が上限となります)②つみたて購入プラン:10万円以上30万円以内(預入金額は、30万円を上限とします)	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA事業管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当JA事業管理部にお問い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。		
付加できる特約事項	●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ●ATM、ネットバンクによる預入れはできません。
利息	(1)適用金利 ●一括購入プラン 組合員:年4%(税引後3.187%) ●つみたて購入プラン 組合員:年2%(税引後1.593%) (2)利払方法 ●満期日以降に一括して支払います。 (3)計算方法 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)税金 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 ●金利は、窓口でお問合せください。		



投資信託に関してご留意いただきたい事

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。
なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。
各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

購入時 購入時手数料がかかるファンドがあります。

運用期間中 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。

換金時 信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。

- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

商品概要説明書は店頭にてご用意しております。詳しくはお近くのJA大阪中河内の各支店へお問い合わせ下さい。